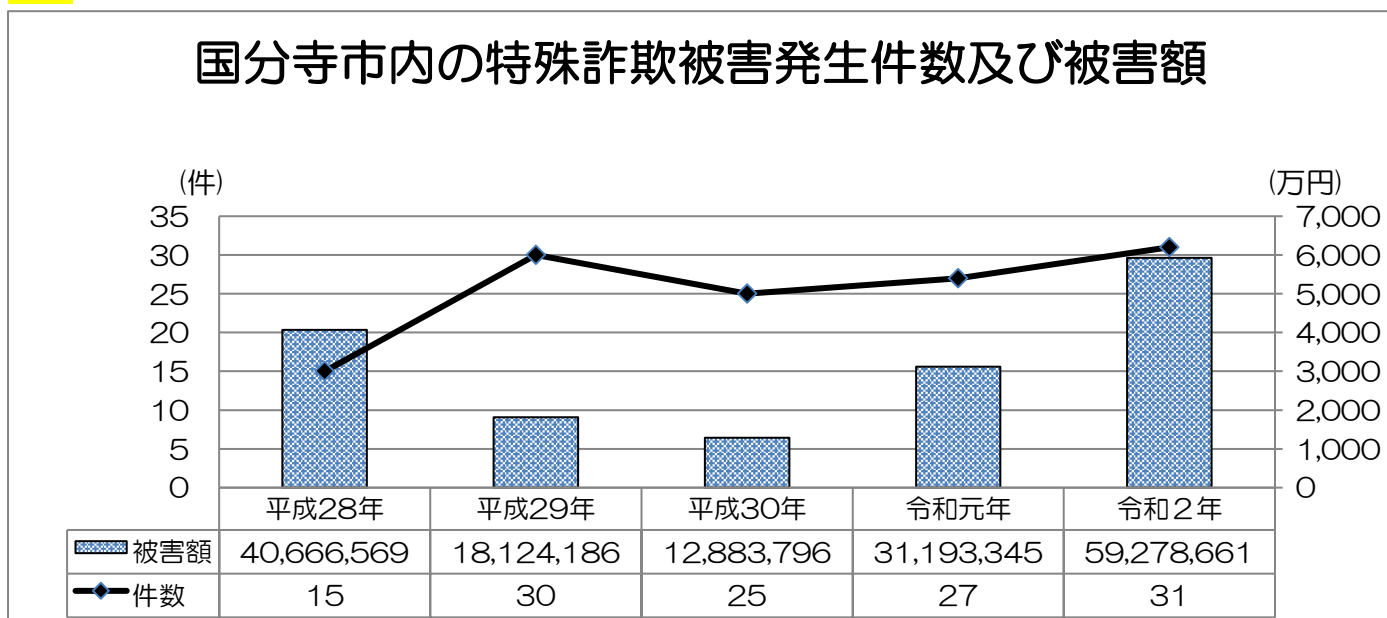


6. 国分寺市内での特殊詐欺発生状況について

平成 28 年から令和 2 年における国分寺市内での特殊詐欺被害発生件数及び被害額は以下のグラフのとおりです。

こちらの数値は警察署へ被害届を出した方みの集計で、被害届が出されていないケースもあるため、実際の被害件数及び被害金額はもっと多く発生しています。

また、詐欺被害にあった **91.8%**の方が「詐欺の電話がかかってきても、騙されないと考えていた」と答えているとのこと。



小金井警察署提供データ

●国分寺市内で特に多い手口はコチラです

キャッシュカードすり替え詐欺 銀行協会の職員等をかたり、「キャッシュカードが悪用されている」などと話し、キャッシュカードと暗証番号の書いたメモを封筒に入れて渡すよう指示します。「封印のため印鑑を持ってきてください」など言い、目を離れた際に、用意してきた偽物の封筒とすり替えます。封筒を開けずに保管するよう指示し、その後、すり取ったカードを使いお金を騙し取る手口です。

オレオレ詐欺 親族、警察官等の公務員や家電量販店店員などを装って電話をかけ、「キャッシュカードが悪用されている」「お金が必要になった」などと言い、キャッシュカードやお金を用意させ騙し取る手口です

還付金詐欺 税務署や自治体職員などをかたり、医療費や税金の還付があるが手続きされていないなどと言い、必要な手続きはATMで行うことができると伝えATMに誘導し、お金を送金させる手口です。

電話でこの言葉が出たら詐欺を疑いましょう!!



- ①「すぐにお金を用意して」 ②医療費の還付 ③「今日中にATM」
④「あなたのカードが使われています」 ⑤「カードを預かります」



国分寺市防災安全課 042-325-0111(内線357)

詐欺対策!!

電話機購入費を補助します!!

～購入金額の 1/2 (上限 5,000 円) を補助します～

市ではオレオレ詐欺等の特殊詐欺対策の一環として、特殊詐欺等対策電話機を購入した方へ、購入費用の一部補助を行っております。

補助対象条件及び補助対象となる電話機は以下のとおりです。



1 補助対象条件 ※全ての条件を満たしている必要があります ※②, ③については御本人だけでなく同一世帯に属する方も満たしている必要があります

①市内にお住まいで 65 歳以上であること

②補助対象電話機購入の補助を受けていないこと

③自動通話録音機の貸与を受けていないこと

※市または警察から自動通話録音機の貸与を受けていないこと。

※現在、自動通話録音機の貸与を受けている場合、返却いただければ③の条件を満たします。

④補助対象電話機を 1 年以内に購入していること

2 補助対象電話機 (以下の機能が付いている必要があります)

①自動で通話を録音する機能があること

②自動で相手に通話を録音することを伝える機能があること

※①と②の両方の機能が作動することが必要です。

迷惑電話防止のため
この通話内容は
録音されます・・・

3 手続きの流れ (内面右側の詳細を必ずご覧ください)

①
対象電話機を
購入してください

②
市防災安全課へ
申請書類を提出
してください ※1

③
交付 (または不交
付) 決定通知書
を送付します

④
補助金を振込み
ます
(交付決定の場合)

※1 防災安全課に書類到着後、電話機が設置され詐欺対策機能が作動していることを職員が確認します。
ご提出の際には、詐欺対策機能を設定済みであることを確認してください。

1. 申請時提出書類 ※印のあるものは市ホームページにて様式をダウンロードできます

【必須】

- 1 国分寺市特殊詐欺等対策電話機購入費補助金交付申請書兼請求書 ※
- 2 支払金口座振替依頼書 ※
- 3 購入した電話機の機能を確認できるカタログ，説明書等の写し
(品番と，機能についての説明部分のみで可)
- 4 本人確認ができる書類の写し(個人番号カード(表面)・運転免許証など)
- 5 購入代金の支払いを確認できる書類(領収書など)の写し
☆書類には以下の記載が必要です
①宛名②購入品の品名または品番③購入年月日
④購入金額の内訳(電話機以外の品も同時にご購入の場合，電話機のみ
の金額を確認するため)

【必要に応じて提出】

- 1 委任状※
作成される場合は「国分寺市長宛」で以下3点を漏れなく記載してください。
①「委任年月日」と，対象者の「住所・氏名・押印」
→「氏名」は対象者ご本人の自署
②「私は〇〇に、国分寺市特殊詐欺等対策電話機購入費補助金に関する
手続きの一切を委任します」といった旨の「委任の文言」
③ 代理人の「住所・氏名・押印」

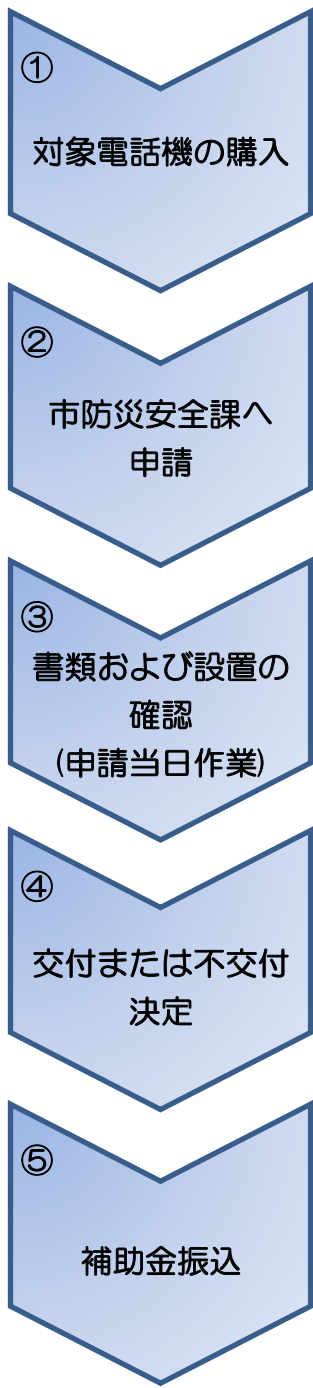
2. 注意事項

- ・支払金口座振替依頼書の口座名義人は対象者氏名と同一である必要があります。
- ・領収書等の宛名は口座名義人及び対象者氏名と同一であることが必要です。
※領収書等の宛名が対象者氏名にできない場合は，領収書に「但し，〇〇〇〇(対象者の名前)の代理購入のため」と記載をしてもらってください。

3. よくある質問

- 問：令和3(2021)年度に65歳になるが，65歳になるまで申請はできないか。
答：今年度65歳になられる方であれば，申請時に64歳でも申請できます。
※今年度とは，令和3(2021)年4月1日～令和4(2022)年3月31日です。
- 問：ポイントと現金で購入した場合，全額補助対象となるか。
答：補助対象は，実際にご負担いただいた代金が対象となります。ポイントご利用分は対象となりませんのでご了承ください。
- 問：補助の対象となる電話機を教えてください。
答：対象となる電話機は①「自動で通話を録音する機能があること」②「自動で相手に通話を録音することを伝える機能があること」の2つの機能がある電話機です。
購入の際には，先述の機能が備わっている電話機かご確認ください。
- 問：申請者本人が申請困難な場合はどうしたらよいか。
答：代理の方が申請することもできます。その際は委任状が必要となります

4. 手続きの流れ



以下2点の機能が備わった電話機を購入し、設置及び以下2点の機能が作動するように設定を完了してください。

- ①「自動で通話を録音する機能があること」
- ②「自動で相手に通話を録音することを伝える機能があること」

※当該年度予算の範囲内で申請順に補助を行います。予算の状況によっては補助を受けられない場合があります。

※電話機を購入される前に、防災安全課にご相談されることをお勧めします。

申請書兼請求書及び必要書類を防災安全課に郵送で提出してください。

【郵送先】〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1
国分寺市役所 防災安全課 防犯係

申請書類が到着後、防災安全課職員が書類内容を確認します。

また、書類の到着後、申請書兼請求書に記載されている対象者の方の電話番号に電話をかけ、特殊詐欺等対策機能が作動するかを確認します。

市で申請書兼請求書等の内容を精査し、交付決定となった場合は交付決定通知を、不交付決定となった場合は不交付決定通知を交付します。

市から対象者の方が指定した金融機関口座（原則として対象者氏名名義の口座）へ補助金を振り込みます。

補助金額は購入費用の半額（上限5千円）です。ポイント等をご利用された場合、ポイント等ご利用分は補助対象外となりますのでご注意ください。

補助金は、申請受付から2か月以内にご指定の口座に振り込みます。

5. 自動通話録音機の無料貸出しについて



平成27年度より、電話機に接続する自動通話録音機（自動で相手に通話を録音することを伝えた後、録音を開始するもの）を貸与していますが、まだ貸出可能台数に余裕があります。

令和2年度から制度を一部変更し、貸与期間を設けたうえで、その期間の満了後、ご希望の方には無償で譲与することとしました。

買替えをせずに現在お使いの電話機を継続して使用することをご希望の場合は、ぜひ自動通話録音機のご利用をご検討ください。